

## 射水市制20周年記念冠事業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、射水市制20周年に当たり、将来に向かって夢と希望にあふれる本市の更なる飛躍を目指し、その機運の醸成を目的として実施される事業のうち、その名称に記念事業である旨を冠として付したもの（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、射水市制20周年を記念して実施される事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内で実施され、射水市制20周年の機運を盛り上げるもの
- (2) 市、市が出資する公益法人、市の振興若しくは公共的活動を目的として結成された市内に活動拠点を置く団体、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する者が実施するもの
- (3) 実施者が実施費用を負担するもの
- (4) 公序良俗に反しないもの又は反するおそれのないもの
- (5) 政治的又は宗教的な活動でないもの
- (6) 営利、商業宣伝等を主たる目的としないもの

### (事業の名称に付する冠)

第3条 事業の名称に付する冠は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 射水市制20周年記念
- (2) 射水市制20周年記念事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

### (申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、射水市制20周年記念冠事業承認申請書（様式第1号。この条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市、市が出資する公益法人又は市の振興若しくは公共的活動を目的として結成された市内に活動拠点を置く団体が実施する事業であって、あらかじめ市長が認めた事業については、申請書の提出を省略することができる。

### (承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、冠事業として承認又は不承認を決定したときは、射水市制20周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認した冠事業には、事業の名称に冠を付することとし、次に掲げる事項を認めるものとする。

- (1) 冠事業実施における射水市の後援名義の使用の承認

- (2) 市制20周年を記念したのぼり旗の貸与
- (3) 市ホームページ及び公式SNSへの広報記事等の掲載  
(事業の変更等)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該承認の決定後に事業内容等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに射水市制20周年記念冠事業承認事項変更（中止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（承認の取消）

第7条 第5条第1項の規定による承認を受けた冠事業が、第2条各号に掲げる事項を全て満たさないことが判明したときは、市長は、当該承認の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより、事業者に損害が生じた場合であっても、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

（実績等の報告）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、事業の実施状況及び実績の報告を求めることができる。

（紛争の解決）

第9条 事業者は、冠事業に関し第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（冠事業の取扱いに関する事務）

第10条 冠事業の取扱いに関する事務は、企画管理部政策推進課において処理する。  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条第1項の規定により承認した冠事業に係る第8条から第11条までの規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。